

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から44年4月まで

国民年金制度発足と同時にA市で国民年金に加入し、保険料を納付していた。昭和37年11月にB市C区に転居した後は、最初の勤務先及び次の勤務先で厚生年金保険に加入し、この会社を38年11月に退職した後に、自宅に訪れた同区の国民年金徴収員の加入勧奨を受けたので、再び国民年金に加入した。この際に同市にはA市で国民年金に加入していたことは言い忘れてしまった。

申立期間の保険料は、3か月に一度、自宅に集金に訪れた徴収員に納付し、結婚（昭和40年5月）後は、妻が夫婦二人分の保険料を納付していた。

一度、B市C区役所を訪れ、A市とB市の国民年金の記録の統合を依頼したことがあり、この時にA市から取り寄せた国民年金支払証明書やB市C区で加入した際に受領した国民年金手帳を提出したが、それらは返却されなかった。この時期は明確には記憶していないが、社会保険事務所（当時）では昭和54年5月16日としており、この時に記録では37年10月から38年7月までの保険料については特例納付したとされているとのことであった。もし、申立期間当時に保険料を納付していなければ、同じように申立期間の保険料を特例納付していると思う。

申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「B市C区に転居して2番目に勤務した会社を昭和38年11月に退職した後、同市で国民年金に加入し保険料を納付していた。同市での加入手続の際には、A市で国民年金に加入していたことを言い忘れてしまっ

た。」としていることから、B市で新たに国民年金に加入し、保険料を納付していたとの主張とみられる。

しかしながら、申立期間当時、B市において申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、同市における申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人については、A市からB市への住所変更処理が昭和54年5月16日付けで行われていることが確認できることから、申立人が同市において国民年金に係る手続を行ったのはこの時が初めてであり、それ以前である申立期間当時に保険料を同市において納付することはできなかったと考えられる。

また、上記住所変更処理と同日付けで、国民年金制度発足当初にA市で取得した国民年金被保険者資格を、B市に転居後2番目に勤務した会社の厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和38年8月25日に遡って喪失する処理が行われている（平成11年6月に転職前の厚生年金保険被保険者資格が統合されたため、国民年金の被保険者資格喪失日を昭和37年11月1日に変更。）ことが確認でき、その後、再度国民年金被保険者資格を取得した記録は無く、申立期間は未加入として取り扱われていることから、同市において申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は国民年金制度発足当初に被保険者資格を取得した後、当該資格を喪失している形跡は見当たらず、国民年金被保険者台帳によると、申立人については、昭和44年4月1日付けで不在被保険者進達が行われていることが確認できる。このため、この進達が行われるまでであれば、同市において申立期間のうち同年3月以前の保険料を納付することは可能であったものの、申立人自身が、申立期間はB市に転居後であり保険料は同市で納付したとしており、住民票においても申立人は申立期間前の37年10月に同市に転居していることが確認できることから、A市において申立期間のうち44年3月以前の保険料を納付していたとも考え難い。

加えて、昭和44年4月はA市において不在被保険者とされており、申立期間当時、B市で国民年金への加入手続が行われていなかったことから、両市のいずれにおいても保険料を納付することはできなかったと考えられる。

2 申立人は、申立期間以前の昭和37年10月から38年7月までの保険料が、特例納付により納付したとされていることから、申立期間の保険料が当時未納であったとすれば、特例納付を行っていると思うとも主張している。

しかしながら、特例納付は過去に3回実施（実施期間は、第1回が昭和45年7月から47年6月まで、第2回が49年1月から50年12月まで、第3回が53年7月から55年6月まで。）されているところ、上記1の申立人に係る記録を整理すると、申立人は44年4月1日から54年5月15日までには不在被保険者とされており、同年5月16日以降においては、申立期間は

未加入とされている。このため、i) 不在被保険者とされている期間に含まれる第1回、第2回及び第3回のうちの同年5月15日までの特例納付期間中において、特例納付が行われていたとすれば、その時点で、不在被保険者ではなくなること、ii) 前述のとおり、申立人は厚生年金保険被保険者資格を取得した38年8月に国民年金被保険者資格を喪失しているため、54年5月16日以降の第3回特例納付期間中においては、申立期間は未加入であったことから、申立人が特例納付により申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

また、上記のことは、第3回特例納付期間当時に申立人が国民年金被保険者資格を有していた昭和37年10月から38年7月までの保険料が、第3回特例納付により、納付されていることとも符合する。

- 3 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 一方、申立人については、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、上記2の第3回特例納付において、昭和37年10月から38年7月までの10か月間の保険料を納付した記録とされていたものの、当該期間のうち、37年11月以降の9か月間を含む同年11月から39年1月までの期間は、厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したことから、平成11年8月に過誤納として保険料が還付されていることが確認できる。しかしながら、当該期間が厚生年金保険被保険者期間であることを踏まえると、特例納付した昭和37年11月以降の9か月間の保険料は、申立期間のうち、39年2月から同年10月までの保険料として納付したものと考えるのが相当である。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から43年3月まで

国民年金制度発足と同時にA市で国民年金に加入し、昭和40年5月の婚姻でB市C区に転居した。自宅に訪れた同区の国民年金徴収員の加入勧奨を受けて国民年金に加入し、夫の保険料と一緒に3か月に一度、自宅に集金に訪れた徴収員に納付していたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無く、昭和45年1月から同年3月までの3か月以外の保険料は全て現年度納付している。

また、住民票によると、申立人がA市からB市に転居したのは昭和40年5月であることが確認できることから、申立人の国民年金被保険者台帳が41年8月にA市管轄の社会保険事務所(当時)からB市C区管轄の社会保険事務所に移管されていることから、この頃に同市において申立人の国民年金に係る住所変更の手続が行われたものと推認される。この住所変更時期を基準とすると、申立期間のうち、同年4月から43年3月までの保険料については、同市において現年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、申立人は申立期間の保険料については、自宅に訪れた徴収員に3か月に一度保険料を納付したとしているところ、これは申立期間当時のB市における保険料の徴収方法と一致している上、申立人は徴収員の名前を二人挙げているなど、申立人の保険料納付に関する記憶は具体的であり、同市の回答によると、申立人が名前を挙げている徴収員二人のうち一人は退職日は不明である

ものの、昭和40年4月から同市の徴収員（国民年金推進員）であったことが確認できる。

これらのことから、昭和41年4月から43年3月までの保険料について、申立人がB市の国民年金推進員に納付していたと考えることも不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの保険料については、上記のとおり、A市からB市への国民年金の住所変更手続きが同年8月頃に行われたとすると、この時点では過年度保険料となり、国庫金として国に納付することとなることから、同市（国民年金推進員を含む。）に納付することはできなかったと考えられる上、申立人は遡って保険料を納付したことはないとしていることから過年度納付していたとも考え難い。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの期間、51年10月から同年12月までの期間及び55年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から50年3月まで
② 昭和51年10月から同年12月まで
③ 昭和55年10月から57年3月まで

私は、昭和45年4月にA市B区の事業所に入社し、住み込みで勤務していた。国民年金の加入手続は入社後すぐに同区役所で行い、国民年金保険料は、同区役所から定期的に送られてきた納付書で郵便局か金融機関で納付した。10数人の先輩たちが保険料を納付しているのに自分だけが納付しない訳は無く、きちんと納付してきたにもかかわらず、申立期間①及び②の保険料が未納とされていた。その後、54年6月に同市C区に転居し自身で店舗を開店したが、開店当初の苦しい時期とは違い、生活が安定していた申立期間③が未納とされていた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の資格取得状況から、申立人の加入手続は昭和51年10月頃にA市B区で行われ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って20歳到達の45年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち、49年7月から50年3月までの期間は過年度納付することが可

能であり、申立期間②及び③については現年度納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間①、②及び③の保険料は郵送されてきた納付書により郵便局か金融機関で納付したとしているところ、国民年金被保険者台帳を見ると、昭和50年度の保険料が昭和53年3月6日に過年度納付されていることから、前述のとおり過年度納付が可能であった申立期間①のうち、49年7月から50年3月までの期間についても、申立人が過年度納付したと考えるも不自然ではない。

さらに、A市では昭和50年4月から納付書方式による保険料納付が実施されており、申立期間②については前述のとおり加入手続時期の直後であり、前後の期間が現年度納付されていることから、申立人が加入手続を行っていないながら申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、国民年金被保険者台帳を見ると、昭和54年度及び55年度の摘要欄に「納付書送付 ハガキ送付」、56年度においては「被保険者通知 ハガキ送付」と記載されており、昭和54年10月から55年3月までの保険料が56年3月5日に納付されていることが確認できることから、納付書が送付されてくれば保険料を納付していたとする申立人の主張どおり、54年度と同様に申立人が申立期間③の保険料を納付書により過年度納付したと考えるも不自然ではない。

一方、申立人の加入手続時期である昭和51年10月頃を基準とすると申立期間①のうち、45年4月から49年6月までの期間は時効により保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人が申立期間①のうち、昭和45年4月から49年6月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの期間、51年10月から同年12月までの期間及び55年10月から57年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年10月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から47年10月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私は、時期はよく覚えていないが国民年金の加入手続を行い、その後、自宅に来ていたA町役場の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は、集金人、同町役場及び金融機関で何度かまとめて納付した覚えがある。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月頃に払い出されていることから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って20歳到達時である42年*月*日（平成16年10月15日に厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和43年2月5日とされていたことから、資格取得日を同年2月5日に訂正されている。）とする事務処理が行われたものとみられる。この申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①のうち、45年4月から47年3月までの期間については過年度納付することが、同年4月から同年10月までの期間及び申立期間②については現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、国民年金加入後の申立期間①及び②の保険料はA町役場及び集金人に納付していたとしているところ、申立人の国民年金被保険者台帳

によると、申立期間当時同町に居住していることが確認でき、同町では、当時、集金人による保険料の徴収を行っていたとしていることから、申立人が記憶する申立期間当時の保険料納付方法と一致している上、申立人の納付記録を見ると、申立期間②直前の昭和47年11月及び同年12月、及び申立期間②直後の48年4月から同年12月までの保険料は、現年度納付されていることが確認できる。このため、同様に現年度納付が可能であった申立期間①のうち、47年4月から同年10月までの期間及び申立期間②の保険料も、申立人が納付したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、国民年金加入後、保険料を金融機関にまとめて納付したとされているところ、申立人の納付記録を見ると、過年度納付されている期間があるなど、申立人は、保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれる。このため、申立人が過年度納付可能な申立期間①のうち、昭和45年4月から47年3月までの保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、前述の申立人の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間①のうち、昭和43年2月から45年3月までの期間については、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間①のうち、昭和43年2月から45年3月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から47年10月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで
私は、A市B区から同市C区に住所変更手続きを行った昭和44年7月頃に、2年ほど納付していなかった国民年金保険料をまとめて納付した覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達時の前月の平成7年*月までの国民年金加入期間において、申立期間及び昭和36年4月から37年9月までの期間を除く31年余りの期間については、国民年金保険料は全て納付済みとされていることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、A市B区から同市C区に住所変更手続きを行った昭和44年7月頃に、2年ほど納付していなかった国民年金保険料をまとめて納付した覚えがあるとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳の変更後の住所欄を見ると、申立人は、同年7月10日にB区からC区に住所変更していることから、この住所変更手続きを行った時点を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することは可能であった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、前述のとおり、昭和37年10月以降の保険料は申立期間を除き納付済みとされており、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和41年度及び44年度は検認印が押されているものの、42年度及び43年度は検認印が押されていないことが確認できる。このことから、納付済みとされている42年度の保険料は過年度納付されたものと推認できる。このため、申立人が住所変更手続きを行い、まとめて納付したとする44年7月の時点で過年度納付が可能であった申立期間の保険料についても納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和22年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年9月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額について、申立期間②は6,000円、申立期間③のうち、同年9月から同年12月までは6,000円、26年1月から28年8月までは7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

一方、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月31日から同年9月1日まで
② 昭和25年8月31日から同年9月11日まで
③ 昭和25年9月11日から28年9月10日まで

昭和22年6月にA社B支店で厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、平成6年3月に退職するまで同社に継続して勤務していた。転勤はしたものの、途中で退職や休職したことは無く、仕事内容の変更も無かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社発行の勤務歴証明書、同社から提出された人事記録、同社の回答及び複数の同僚の証言により、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B支店から同社D支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認め

られる。

なお、上記の人事記録等には異動日に係る記録が見当たらないが、A社は、異動に伴い同社B支店における資格喪失日を昭和22年9月1日とすべきところを誤って同年8月31日として届け出た旨回答していることから、当該期間については、同社同支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の昭和22年7月の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記のとおり、当該異動に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、上記の勤務歴証明書、人事記録、A社の回答及び複数の同僚の証言により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和25年9月11日に同社B支店から同社C支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の昭和25年7月及び28年9月の記録並びに申立人と同年代で同職種の同僚の記録から、申立期間②は6,000円、申立期間③のうち、25年9月から同年12月までは6,000円、26年1月から28年8月までは7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間②については、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③については、事業主は、当時の資料は無く不明と回答しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を複数回提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和28年9月10日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。
- 2 申立人のA事業所における資格取得日は昭和35年12月1日、資格喪失日は36年11月15日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月15日から35年1月1日まで
② 昭和35年12月1日から36年11月15日まで

B社から給与明細書はもらっておらず、同社で厚生年金保険に加入していたことも知らなかったため、私自身が脱退手当金の請求を行うことは無い。当時は、脱退手当金という制度も知らなかった。退職後、同社から一時金を受け取った覚えも無いので、申立期間①について、脱退手当金支給済みという記録を訂正してほしい。

また、B社を退職後、1年もしないうちに、C町の「D」という食品を作っていた会社に就職し、長女を出産する頃まで勤務した。申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、当該期間より前の3回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、戦時中に勤務した最初の被保険者期間を含む、いずれも住み込みで勤務した3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び同台帳索引票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考え

られるが、申立人は昭和35年1月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、「B社から給与明細書はもらっておらず、同社で厚生年金保険に加入していたことも知らなかったのので、私自身が脱退手当金の請求手続を行うことは無い。当時は、脱退手当金という制度も知らなかった。」としているところ、B社の当時の事務担当者は、「申立人は、事業主の家に住み込みで勤務し、家族や従業員の食事の世話などをしていた。そのため、工場勤務の従業員と異なり、給与明細書を渡していなかったかもしれない。申立人は厚生年金保険に加入していたことを知らなかった可能性がある。」と証言している。

加えて、B社における申立人の被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した申立人以外の受給資格者7人のうち、脱退手当金の支給記録が確認できる者は3人のみであるとともに、同社の当時の事務担当者は、「会社が脱退手当金の請求手続をしていた記憶は無い。」と証言していることから、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、「C町の『D』という食品を作っていた会社に勤務していた時の記憶で、『E』と呼ばれていた上司の男性を覚えている。」と主張しているところ、昭和35年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となったA事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「A事業所は、C町にあった食品製造会社で、『D』という食品を主に製造していた。事業主の義兄である工場長を『E』と呼んでいた。」と証言していることから、申立人は、同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と氏名が一文字違い（姓は申立人と一致しており、漢字一文字である申立人の名前に「F」を一文字加えたもの。）で、生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和35年12月1日、資格喪失日は36年11月15日）が確認できる。

さらに、当該期間より前に申立人の被保険者記録が確認できるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の氏名は、上記の未統合記録の氏名と同一の読み方（漢字一文字である申立人の名前をひらがなにして、「F」を一文字加えたもの。）であることが確認できるとともに、申立人の弟は、「申立人の戸籍上の名前に『F』は付かないが、当時、申立人の名前に『F』を付けて呼んでいたことがある。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であり、申立人のA事業所における資格取得日は昭和35年12月1日、資格喪失日は36年11月15日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、当該未統合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は54万円、申立期間②は39万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月22日
② 平成16年1月21日

申立期間について、賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（申立期間①は54万円、申立期間②は39万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は平成17年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主からは回答が得られないが、同僚二人から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚二人も申立人と同様に、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず標準賞与額に係る記録が無く、申立人及び当該同僚二人について、社会保険事務所（当時）がいずれも記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は54万円、申立期間②は39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月22日
② 平成16年1月21日

申立期間について、賞与の支給があり、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②において、その主張する標準賞与額（申立期間①は54万円、申立期間②は39万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は平成17年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主からは回答が得られないが、同僚二人から提出された当該期間に係る賞与明細書により、当該同僚二人も申立人と同様に、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず標準賞与額に係る記録が無く、申立人及び当該同僚二人について、社会保険事務所（当時）がいずれも記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間②のうち、昭和48年7月1日から55年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、48年7月から49年9月までは9万2,000円、49年10月から50年2月までは11万8,000円、同年3月から51年4月までは12万6,000円、同年5月から52年3月までは14万2,000円、同年4月から53年9月までは16万円、同年10月から55年3月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月21日から同年7月1日まで
② 昭和48年7月から60年9月まで

A社の同僚が年金記録確認の申立てをされており、第三者委員会の調査依頼に協力した際、自分の給与明細書等を確認したが、自分の年金記録もおかしいので、申立てすることにした。B社からA社の間に仕事を辞めたことは無く、継続して勤務しているので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、申立期間②について、標準報酬月額が低いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された給料支払明細書、複数の同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人は当該期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成14年3月*日に破産終結しており、元事業主からは、照会に対する回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、昭和48年7月、49年10月から52年11月までの期間、53年1月、同年4月から54年4月までの期間、同年6月、同年7月及び同年9月については、申立人から提出された給料支払明細書及びA社の元取締役から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「給料支払明細書等」という。）により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額から、昭和48年7月は9万2,000円、49年10月から50年2月までの期間は11万8,000円、同年3月から51年4月までの期間は12万6,000円、同年5月から52年3月までの期間は14万2,000円、同年4月から同年11月までの期間、53年1月及び同年4月から同年9月までの期間は16万円、同年10月から54年4月までの期間、同年6月、同年7月及び同年9月は18万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和48年8月から49年9月までの期間、52年12月、53年2月、同年3月、54年5月、同年8月及び同年10月から55年3月までの期間については、当該期間の前後の期間に係る給料支払明細書等において確認できる保険料控除額が同額であること、及びオンライン記録における

当該期間及び前後の期間の標準報酬月額が同額であることから判断して、申立人は、当該期間において直前の期間と同額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、直前の期間に係る給料支払明細書等の保険料控除額から、昭和48年8月から49年9月までの期間は9万2,000円、52年12月、53年2月及び同年3月は16万円、54年5月、同年8月、同年10月から55年3月までの期間は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和48年7月から55年3月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給料支払明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和55年4月から60年9月までの期間については、当該期間のうち申立人が所持する一部期間に係る給料支払明細書等において確認できる保険料控除額、又は上記のとおり直前の期間に係る給料支払明細書等により推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

愛知厚生年金 事案6408

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月13日から39年3月1日まで

私は、昭和38年3月1日にA社に入社して以来、一貫して同社グループで勤務していたことから、申立期間に記録漏れがあることに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職金支払通知書及び同社の回答から判断して、申立人は、同社及び関連会社のB社に継続して勤務し（A社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる資料等はないが、オンライン記録によると、B社は、昭和39年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、申立期間当時のA社の事務担当者は、「B社の厚生年金保険の新規適用前の期間については、同社の設立準備中であったため、A社においてB社の従業員についても給与計算をしていた。」と回答していることから、申立期間については、A社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年5月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や、申立てどおりの資格喪失届などいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和38年6月13日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月1日から37年1月1日まで

私は、昭和35年4月1日に出張扱いでA社B支店に勤務し、36年4月1日以降は転勤となり継続して勤務していた。

しかし、年金記録を確認したところ申立期間の記録が無いことが分かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間当時の名簿及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日を確認できる資料等はないが、申立人が「私は、当初、昭和35年4月1日にA社C支店から二人の同僚と共に、出張扱いで同社B支店に来た。36年4月1日以降は異動（転勤）となり、同社同支店に継続して勤務したが、二人の同僚は元の部署（同社C支店）に戻った。」と、具体的かつ詳細に主張しているところ、申立人が出張扱いで勤務し始めたとする時期にA社B支店で採用された同僚は、「申立人は、私が採用された昭和35年4月から同じ職場で勤務していた。申立人と同様に出張扱いで来ていた二人は、時期は覚えていないが元の部署に戻ったが、申立人は、そのままB支店に勤務していた。」と、申立人の主張と合致する内容を証言しており、申立人

が申立期間において既に同社同支店に勤務していたことが推認できることから、申立期間については、申立人の同社同支店における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和37年1月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後算定基礎届についても提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和37年1月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月9日

A社で支給された賞与のうち平成17年12月9日支給分について、賞与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書及びA社が社会保険事務等を委託していた社会保険労務士から提出された平成17年分賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「委託していた社会保険労務士が、平成17年12月支給の賞与に係る賞与支払届の提出を失念した。」と回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成8年1月から9年8月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から9年8月まで

私が、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額について、厚生年金保険の記録が、当時の給与額に比べて低く記録されているので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年1月から9年8月までの期間については、申立人から提出された預金通帳、給料支払明細書及び源泉徴収票により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与額が支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、上述の給料支払明

細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、上述の給料支払明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年1月から7年12月までの期間については、申立期間当時に厚生年金保険の事務手続を行っていた元事業主は、「当時、正確な時期は覚えていないが経営が苦しく、従業員の標準報酬月額を引き下げた時があった。給与からの厚生年金保険料の控除は、引き下げた標準報酬月額に基づき控除していた。」と回答しているところ、当該期間に被保険者記録が確認できる同僚から提出された「給与支給額及び保険料控除額一覧表」によると、当該同僚は、当該期間当時、標準報酬月額が引き下げられているものの、おおむね引き下げられた標準報酬月額に見合う保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、A社は、「当時の資料が無いため何も分からない。」と回答しており、申立人の当該期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月1日から41年3月15日まで

私は、今回「確認はがき」を受け取り、初めて脱退手当金のことを知った。手続をしたことも受け取ったことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の計3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3年3か月後の昭和44年6月27日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

さらに、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び領収書における請求者の住所は、申立人が在職していた当時の事業所の所在地が記載されており、氏名欄は旧姓で記載されているが、戸籍から申立人は脱退手当金の請求当時の住所を移転していたことが推認できる上、申立人は、昭和41年4月*日に婚姻し、改姓していることが確認できることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月27日から26年8月7日まで

日本年金機構から送付されたはがきにより、A事業所に勤務していた期間が脱退手当金の支給期間であることを知った。

私は、A事業所を退職する時、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に、厚生年金保険被保険者の資格を有する女子に脱退手当金が支給されるのは、被保険者の資格喪失事由が婚姻又は分娩の場合とされているところ、申立人の改製原戸籍により、婚姻日（昭和29年5月*日）及び第一子出生日（31年*月*日）が脱退手当金の支給日（27年4月10日）の後であることが確認できることを踏まえると、申立人は、脱退手当金の支給要件を満たしていなかったものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある2つの被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、当該未請求期間のうち、最初の被保険者期間について、申立人が失念するとは考え難く、申立期間のみ請求することは不自然である。

さらに、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている健保番号*番から*番までの申立人を除く女性のうち、申立人の資格喪失日の前後約1年以内に資格喪失した者は42人であり、このうち同事業所における期間が2年未満である者及び短期間で被保険者資格を再取得した者を除いた32人の記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある

者は9人と少ない上、支給記録のある同僚1人は、「脱退手当金について、A事業所から説明は無かった。私の兄が手続を行ったと思う。」と証言していることから判断して、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

加えて、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額とは1,055円と相当程度相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月26日から38年12月2日まで

私は、当時、親戚の看病のため、A市に移ることとなり、何の手續もせずB社を辞めた。脱退手当金の知識も無く、もらっていないので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年8か月後の昭和40年7月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の3回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、4回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月20日から25年6月1日まで
② 昭和25年6月6日から同年9月10日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているのを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年7か月後の昭和28年4月2日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該被保険者期間の大半は申立期間と同一事業所の記録であることから、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間の一部は、申立期間である2回の被保険者期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、支給されたとする脱退手当金の額は、法定支給額と相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月24日から31年2月11日まで
② 昭和31年3月20日から33年8月27日まで

中学校を卒業後、A県の事業所に約3年半勤務し、その後、郷里のB県の事業所に約1年間勤務した。その後、C県で申立期間①及び②に係る事業所に続けて勤務した。申立期間②に係る事業所を退職後、個人事業所に勤務するなどしていたが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、4回の被保険者期間のうち、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、未請求となっている2回の被保険者期間は、申立人の最初の被保険者期間及びその約半年後に申立人の郷里であるB県の事業所において勤務した被保険者期間であり、申立人は最初に勤務した事業所から申立期間②に係る事業所に勤務するまでの職歴を明確に記憶していることから、申立人が未請求である2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、D社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した申立人以外の受給資格者17人のうち、脱退手当金の支給記録が確認できるのは4人のみであり、事業主による代理請求が行われていた事情もうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から63年3月まで

昭和63年2月か同年3月にA市役所から国民年金に加入するよう通知がきたので、母親が同年3月頃に同市役所で国民年金加入手続を行った。20歳から今までの保険料を払うように職員に言われ、30数万円の保険料を母親が金融機関で一括納付したので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、昭和63年3月頃にA市役所で申立人に係る国民年金加入手続を行い、30数万円の保険料を一括納付したとしている。

しかしながら、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、「新規」として受付が平成2年6月に行われていることが確認でき、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年7月頃に払い出されており、これ以外に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこととも符合していることから、初めて申立人の国民年金加入手続が行われたのは同年6月と考えられる。

また、国民年金被保険者資格については、上記加入手続の際に申立人が20歳に到達した昭和59年*月まで遡って取得したとする処理が行われたとみられるものの、保険料納付については、納付期限から2年で時効が成立することとされており、申立期間は加入手続時点において既に時効が成立していたことから、母親が申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。このことは、申立期間直後であり、加入手続時点において時効が成立していなかった63年4月から平成2年3月までの保険料については、オンライン記録

及びA市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間のうち昭和63年4月から同年6月までの保険料が平成2年6月に、残る昭和63年7月から平成2年3月までの保険料が同年7月に過年度納付されていることからもうかがわれる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿においてもオンライン記録同様、申立期間の保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

長男である私は、大学卒業（昭和44年3月）と同時に、父親が専業農家を営むA町の実家に帰った。当時の専業農家は、年初（4月）から1年間の営農計画書を毎年3月に農協へ提出し、毎月の生活費を前借するように一定金額が月末に農協の組合員勘定口座に振り込まれ、秋に農作物を売却した代金と相殺することになっていた。営農計画書には、家族の国民年金保険料や国民健康保険料等も計上し、これらの金額は自動的に組合員勘定口座から納付される仕組みになっていた。私の国民年金加入手続は、父親が大学卒業と同時に農協で行ってくれ、同年3月に提出した営農計画書に両親に加えて私の国民年金保険料も記載してくれた。昭和45年度以降は自分で営農計画書を作成し、妻の氏名を加え農協へ提出していた。49年度からは、私たち夫婦に加え両親・弟の5人分の国民年金保険料を営農計画書に記載し納付していた。保険料は、1か月当たり一人1,000円から2,000円だった。このような経緯で国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に直接関与しておらず、父親が国民年金加入手続を農協で行ってくれていたとしているものの、農協では国民年金の加入手続を行っていない上、制度上、国民年金の加入手続は住民登録している市区町村で行うこととされており、これを行ったとする父親は高齢のため当時の状況を聴取することができず、加入手続に係る詳細は不明である。

また、申立人は、昭和44年度から営農計画書により、同計画書に記載されている国民年金保険料は農協を通じて納付したとしているところ、オンライン

記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月26日にA町で妻及び弟と連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われたとみられ、この手続の際に資格取得日を遡って41年*月*日（20歳到達時、平成18年8月17日に昭和44年4月1日に記録訂正されている。）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち同年4月から47年12月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、48年1月から49年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、口座振替できない過年度保険料を申立人は定期的に営農計画書により農協で口座振替していたとしている上、遡ってまとめて納付した記憶は無いとしていることから、申立人が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、婚姻（昭和44年7月*日）後、昭和45年度以降一緒に納付したとする妻も申立期間は未納である上、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿の検認記録共に、申立期間は未納とされており、これら記録に齟齬はなく、不自然な点は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3140 (事案 1798 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から41年9月まで

私は、妻と一緒に昭和36年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行った。加入後は妻が集金人(町内組織)に夫婦二人の国民年金保険料を毎月納付し、領収印を押してもらっていた。私の国民年金の加入手続時期が42年1月であるとして、申立期間の保険料納付を認められなかったが、世帯主である私が妻の保険料と一緒に納付していたことは間違いない。新たな資料は無いが、妻が納付済みとされている申立期間について、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険庁(当時)の記録によれば、国民年金加入手続が行われた時期について、申立人の国民年金手帳記号番号払出日及び保険料の納付日から昭和42年1月頃とみられ、妻は国民年金手帳記号番号払出日から36年4月頃とみられることから、申立人は申立期間当時国民年金に未加入となり、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられること、ii) 申立期間のうち、39年10月から41年3月までの期間は過年度納付が可能であったものの、A市では、集金人は過年度保険料を取り扱っていなかったとしていること、iii) 妻は未納とされている期間を除き、全て現年度納付されているなど、申立人の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年10月28日付けで、当初の申立期間のうち、昭和36年4月から41年9月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間について、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間を妻が納付済みとされている

昭和 37 年 2 月から 41 年 9 月までの期間に変更しているが、申立内容は当初の申立てと同じであり、世帯主である自分が妻と一緒に納付していたのは間違いないとするものの、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から46年3月まで

父親が私の将来のためにA町で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を払ってくれていたと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無く、父親は死亡したため詳細は分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、父親から国民年金手帳を受け取った記憶は無いとしており、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、申立期間の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を昭和52年9月11日として同年11月にB市C区に夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われたものとみられる。このことは、申立人の国民年金被保険者台帳の記載内容とも符合する。申立人が申立期間当時居住していたA町及びD市(44年5月*日に転入。)においても国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す申立人の国民年金被保険者名簿及び保険料納付記録は見当たらないことから、申立人が申立期間に国民年金に加入していた事実が確認できない。これらのことから、申立期間は国民年金に未加入となり、父親は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から54年12月まで

私は、高校卒業後実家を出て、家業の後継者としてA市B区にある同業者の元で住み込みで修行していた。私は、見習期間であったため収入から国民年金保険料を納付することはできなかった。当時父親から国民年金について話を聞いたことはなく、現在父親は高齢で当時の状況を確認できないので、国民年金の加入手続時期、保険料の納付方法については分からないが、父親が後継ぎである私の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は高齢のため当時の状況を聴取することはできず、加入手続及び保険料納付状況について確認することができない上、申立人は、自身で加入手続及び保険料納付を行ったことはなく、申立期間の保険料の納付時期、納付回数、納付場所、保険料額等について分からないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年3月18日にA市B区において払い出され、それ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得状況及び申立人の保険料納付状況から、同年1月又は同年2月に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って53年*月*日(20歳到達日)とする事務処理が行われたものとみられ、申立人の国民年金被保険者台帳によると、55年1月から56年3月までの保険料が

57年2月1日に過年度納付されたことが確認できる上、同市の収滞納リストによると、昭和56年度の保険料5万4,000円が57年2月3日に納付されたことが確認できる。このため、この過年度納付日を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年12月まで

私は専業主婦で国民年金には加入していなかったため、義母から加入を勧められ、2年以上遡ってまとめて納付できることを聞き、長男が生まれる昭和50年*月頃だったと思うが、A市B区役所で国民年金加入手続を行った。同区役所に必要なお金を確認してから、実家の母親から数万円（当時の夫の1か月分の給料より多かったと思う。）をもらって、納付時期はよく覚えていないが、遡ってまとめて同区役所の窓口で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義母から2年以上遡って納付できることを聞き、長男が生まれる昭和50年*月頃に、B区役所で国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料を同区役所でまとめて数万円納付したとしているところ、国民年金加入手続時期について、長男誕生の前か後かははっきり覚えておらず、加入手続後に交付される年金手帳の受領についても覚えが無いとしている上、保険料の納付時期、納付回数、納付金額等の明確な記憶が無いことから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、昭和42年5月に婚姻後、夫は厚生年金保険被保険者であり、申立人自身は専業主婦であったとしていることから、国民年金には任意加入被保険者として資格取得することとなるころ、国民年金手帳払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月14日にB区に払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。オンライン記録によると、申立人は資格取得日を同年10月30日として任意加入被保険者とされていることか

ら、その頃に初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、A市の国民年金被保険者名簿によると、受付記録欄に「受付年月日 51. 10. 30 受付書類名 申取」、資格取得欄に「51 10 30 種別 2 事由 ニンイシュトク」と記載されているほか、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日 51. 10. 30」、国民年金の記録(1)欄には、「被保険者となった日 51年10月30日、被保険者の種別 任」と記載され、B区の押印がされていることとも符合する。前述のとおり、夫は厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、加入手続時期(同年10月)から遡って任意加入被保険者資格を取得することはできず、申立期間は国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月

私は、昭和57年4月頃にA市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、その際に、同市役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料と国民健康保険料を併せて納付した。保険料の内訳は覚えていないが、納付金額は合計約2万円だったと思う。申立期間について、私が保険料を納付した記録が無いとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月頃にA市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、その際に、同市役所の窓口で、申立期間の国民年金保険料と国民健康保険料を併せて約2万円納付したとしているものの、保険料の内訳については覚えていない上、同市では、申立期間当時、国民年金と国民健康保険の窓口は別れており、同窓口では保険料の収納は行っておらず、別の会計担当窓口で納付する必要があったとしていることから、申立人の主張とは相違する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、A市において申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されているものの、同払出簿の保管区分欄には、「資格取消」のゴム印が押されている。申立人が所持する年金手帳を見ると、同市で払い出された国民年金手帳記号番号は、2回目にB市C区で払い出された国民年金手帳記号番号に訂正されていること、及び「初めて被保険者となった日」も、昭和57年4月1日から平成元年9月20日に訂正されていることが確認できることから、A市において、一度、申立人の国民年金の加入手続が行われたが、何らかの理由により、同市において申立人の強制加入被保険者としての資格取得取消の事務処理が行われたものと推認される。このことは、オンライン記録及び同市共に、同市で払い出された国民年金手帳記号番号に係る申

立人の加入記録が存在しないこととも符合する。これらのことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

さらに、A市において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれぬ上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年2月までの期間、同年5月から同年9月までの期間、同年11月から50年7月までの期間及び同年10月から53年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から49年2月まで
② 昭和49年5月から同年9月まで
③ 昭和49年11月から50年7月まで
④ 昭和50年10月から53年1月まで

私は、会社を退職（昭和47年3月）し、挙式後の同年5月頃に母親に勧められて、A市B区役所で国民年金の任意加入手続を行った。その後、転職を繰り返していたが、その都度、国民年金の加入手続を行っていた。申立期間の保険料は、当初、自宅に来ていた集金人に納付し、時期は覚えていないが途中から納付書に変更され金融機関で納付したことを覚えている。申立期間の保険料額は、月額450円から800円ぐらいの金額だったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職（昭和47年3月）し、挙式後の同年5月頃にA市B区役所で国民年金の任意加入手続を行い、その後、転職をするたびに国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人は、加入手続後に交付される年金手帳の受領及び申立期間②から④までの加入手続時期は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続状況の記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、月額450円から800円ぐらいだったとしているところ、申立期間当時の保険料月額は、450円から2,200円であることから、申立人が主張する保険料額とは相違する。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳を見ると、いずれも申立

人は、任意加入被保険者として昭和53年2月18日に資格取得したとされている。このことは、申立人が所持する年金手帳の資格取得日とも符合する。このため、申立人の国民年金加入手続はこの資格取得日に行われたものとみられる。申立人は、47年6月に婚姻し、夫が同年10月から厚生年金保険被保険者となったことから、申立期間①のうち、同年10月から49年2月までの期間、申立期間②、③及び④の期間は任意加入対象期間となる。制度上、任意加入する場合、加入手続を行ったときから遡って被保険者資格を取得することはできない上、申立期間①のうち、47年5月から同年9月までは、強制加入被保険者期間となるものの、当該期間については、前述のとおり、いずれの記録も申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。このため、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から16年2月まで

当時の給与決定通知書にある総支給額18万5,572円を一貫してもらっていたが、ねんきん定期便にある標準報酬月額がその額と異なるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成15年4月、同年5月及び同年7月については、申立人及びA社から提出された給与明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（14万2,000円）を超える標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められるとともに、申立期間のうち、同年6月については、同社から提出された給与明細書のみでは保険料控除額の内訳が明らかでないものの、申立人及び同社から提出された前後の期間の給与明細書において確認できる保険料控除額の状況等から判断して、申立人は、当該月も前後の期間と同じ標準報酬月額（18万円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認できるところ、当該給与明細書において確認できる同年4月から同年7月までの給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

申立期間のうち、平成15年9月、16年1月及び同年2月については、申立

人及びA社から提出された給与明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（12万6,000円）を超える給与額（標準報酬月額14万2,000円に相当）を支給されていたことが認められるものの、当該給与明細書において確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

申立期間のうち、平成15年8月及び同年12月については、A社から提出された給与明細書において確認できる当該期間の給与額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

申立期間のうち、平成15年10月及び同年11月については、申立人から提出された預金通帳によると、当該期間に係る給与振込の記録が確認できないところ、A社は、「申立人は、この頃休職していたので、給与は支払っていない。」と回答している上、申立人も、当該期間は休職していたため給与の支払がなかった旨証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から平成3年8月まで
② 平成10年10月から13年6月まで

私は、昭和53年4月から現在に至るまでA社に勤務している。その間、給与が減額されたことは無いのに、申立期間の標準報酬月額は、その前の期間より低い金額とされているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚は、当時の給与額をはっきり覚えていないが自分の記録は正しいと思う旨証言しているところ、このうちの1人が所持する昭和62年10月及び同年11月の給与明細書によると、当該同僚は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人が名前を挙げた複数の同僚を含む申立期間①当時の同僚24人のうち、19人の標準報酬月額が、申立人と同様に昭和62年10月から減額されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるとされる事情は見当たらない。

さらに、B企業年金基金から提出された「標準報酬月額についての回答書」により、申立人の当該基金の標準報酬月額は、申立期間①においてオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間②について、オンライン記録により、申立人が名前を挙げた当該期間当時の同職種の同僚3人の標準報酬月額が、平成8年10月から11年10月までの間に減額されていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるとされる事情は見当たらない。

また、B企業年金基金から提出された「標準報酬月額についての回答書」により、申立人の当該基金の標準報酬月額は、申立期間②においてオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、C健康保険組合から提出された資料（算定記録データ登録画面）により、平成12年10月の当該健保組合の標準報酬月額は、同時期のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、A社の人事部門を担当しているD社は、「当時の賃金台帳等は、法定保管期限が過ぎて廃棄処分したため、給与支払額の確認ができない。」と回答している上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年9月1日から33年8月1日まで
② 昭和35年3月1日から37年6月1日まで

私は、A事業所（後にB社）の事業主と養子縁組を前提に、昭和24年5月に同事業所に入社、その後、38年7月に代表取締役就任し、B社が59年に解散するまで継続勤務したが、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所において申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員は、「申立人は、申立期間も事業主の養子息子として継続して勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該期間に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、解散時の事業主（申立人）は、「給与及び人事関係書類は保管していない。」と証言している上、申立期間当時の事業主（申立人の養父）は既に他界しており、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①については、申立人は、昭和24年9月1日にA事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、戸籍上、26年4月*日付けで同事業所の事業主と養子縁組したことが確認できるところ、当時、個人事業所であった同事業所の事業主及びその弟は、申立人が法人化後の事業所において被保険者資格を取得した33年8月1日まで、被保険者記録が確認できないことから、同事業所では、事業主の親族となる前提であった申立人を経営者側の一員として扱い、被保険者資格を喪失させた可能性がうかがえ

る。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によると、B社は、昭和34年9月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、35年3月1日に再度適用事業所となり、同時に従業員18人が被保険者資格を取得していることが確認できるところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は、37年6月18日付けで再度、事業主及びその弟と連番で厚生年金保険被保険者記号番号を払い出され、当該事業主及びその弟と一緒に同年6月1日付けで被保険者資格を再取得していることから、当時の同社では、次期の代表取締役となるべき申立人について、経営者側の一員として他の従業員とは異なる厚生年金保険に係る取扱いがなされていた可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月3日から31年2月まで

私は、職業安定所の紹介により、A県のB社C支店でトンネル工事に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB社C支店に勤務していた頃に携わったと記憶しているA県のトンネル工事の内容が、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言と符合していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社C支店の工事現場で勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務については不明である。」と回答しており、申立人の同社C支店における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、事業所名簿によると、B社C支店は、昭和30年9月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日以前の期間において適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚は、いずれもB社C支店における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認できる同僚は、「申立期間当時のB社C支店では、いくつかの下請会社と取引しており、各々の下請会社が従業員を独自に採用していたので、申立人は、その下請会社の中の一つで働いていたのではないかと思う。下請会社の現場作業員は同社の社員ではないので、同社の厚生年金保険には入っていないと思う。」と証言している。

加えて、申立期間に係るB社及び申立期間のうち昭和30年9月20日以後の

期間に係る同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、③、⑤、⑥、⑦及び⑧について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から43年2月まで
② 昭和43年3月30日から同年5月1日まで
③ 昭和43年5月から同年9月まで
④ 昭和45年1月21日から同年2月3日まで
⑤ 昭和45年2月から同年9月まで
⑥ 昭和46年10月から48年7月まで
⑦ 昭和50年10月から51年2月まで
⑧ 昭和57年10月から58年7月まで

私がA事業所、B社及びC社で勤務していた期間のうち、申立期間①、③、⑤、⑥、⑦及び⑧について、給与額より低い標準報酬月額が記録されているので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②について、昭和43年3月からB社で働いていたが、厚生年金保険の記録は同年5月に資格取得となっている。申立期間④について、45年1月からC社で働いていたが、厚生年金保険の記録は同年2月に資格取得となっている。申立期間②及び④について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A事業所において、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している男性同

僚全員の資格取得時における標準報酬月額は、申立人の資格取得時（昭和42年12月）における標準報酬月額と同額であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるとされる事情は見当たらない。

また、A事業所は、「申立期間当時の厚生年金保険に関する資料は保管していない。」と回答している上、同事業所の複数の同僚に照会したが、いずれも当時の給与明細書等を保管しておらず、当時の同事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

なお、申立人は、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得から約3か月で同資格を喪失していることから、標準報酬月額が入社以降の給与支給額に応じた額に改定される機会は無かったものと考えられる。

申立期間③について、オンライン記録によると、B社において、申立人と同じ昭和43年5月に厚生年金保険被保険者資格を取得している男性同僚8人の資格取得時における標準報酬月額は、1人を除き申立人と同額又は申立人よりも低額であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるとされる事情は見当たらない。

また、B社の後継会社であるD社は、「申立期間当時の厚生年金保険に関する資料は保管していない。」と回答している上、B社の複数の同僚に照会したが、いずれも当時の給与明細書等を保管しておらず、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って減額訂正された形跡は無い。

申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧について、オンライン記録によると、C社において、申立人と同じ昭和45年2月に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認できる上、その後の額の推移についても、当該期間に被保険者記録がある複数の男性同僚の標準報酬月額は、役員と1人の同僚を除き、申立人と同額又は申立人よりも低額であることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なるとされる事情は見当たらない。

また、C社の後継会社であるE社は、「申立期間当時の厚生年金保険に関する資料は保管していない。」と回答している上、C社の複数の同僚に照会したが、いずれも当時の給与明細書等を保管しておらず、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無い。

加えて、申立期間⑥、⑦及び⑧については、F厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳によると、申立人に係る当該基金の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間①、③、⑤、⑥、⑦及び⑧について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③、⑤、⑥、⑦及び⑧について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかし、上述のとおり、B社は、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人と同じ昭和43年5月に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、雇用保険の資格取得日から1、2か月程度後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、B社では、入社日から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

申立期間④について、雇用保険の記録及び申立人から提出された労働組合員名簿によると、申立人は、当該期間においてC社に勤務していたことが認められる。

しかし、上述のとおり、C社は、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料を保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人と同じ年（昭和45年）にC社における厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚は、雇用保険の資格取得日から1、2か月程度後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、このうちの1人は、「入社日から一定期間経過後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と証言していることから、同社では、入社日から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月21日から同年2月1日まで

申立期間について、厚生年金保険料が給料から控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書によると、申立人は、昭和63年1月分の給与から厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和63年1月20日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録及び厚生年金基金の記録における被保険者資格喪失日と一致している。

また、A社は、当時の資料は保管していないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、厚生年金保険法第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、同法第14条において「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされていることから、申立人が主張する昭和63年1月は、申立人の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に使用されていた者であったとは言えないことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6422

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月10日から33年9月1日まで

私は、平成22年8月頃、年金記録の確認をした際に初めて脱退手当金のことを知った。手続を行ったことも受け取ったことも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和33年12月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6423

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月7日から39年3月1日まで
② 昭和39年5月15日から40年6月1日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月1日から30年8月29日まで
日本年金機構から送付されたはがきにより、A社に勤務していた期間が脱退手当金の支給期間となっていることを知った。

私は、A社を退職する時、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年10月12日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記載があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から47年3月1日まで

私は、A社については脱退手当金を受け取った覚えはあるが、B社については脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に係る脱退手当金の受給を認めているところ、申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所地が記載され、申立人が受給したとする同社と受給していないと主張するB社の事業所名及び所在地が記載されている上、支給額は申立人が受給を認めている被保険者期間と申立期間の被保険者期間を合わせて計算した金額と一致しており、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和48年3月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6426

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月18日から25年12月28日まで
日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきもらった。申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和26年6月27日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職後、昭和30年8月5日まで厚生年金保険の被保険者記録の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月4日から46年12月31日まで

私は、A社退職後に脱退手当金を受給した記録となっているが、受給した記憶は全く無い。支給決定日の頃はB市に来たばかりで社会保険事務所(当時)の場所すら知らなかった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、昭和47年3月29日に支給決定されているが、外国人である申立人が国民年金保険制度に加入できるようになったのは57年1月1日以降であり、当時20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったことから、A社退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和47年3月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月23日から43年12月26日まで

日本年金機構から年金加入履歴の通知があり、申立期間について、脱退手当金を受給した記録となっていることを知った。請求及び受領の事実は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和44年1月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月28日から38年4月26日まで

私は、昭和39年3月21日に脱退手当金を受け取った記録となっているが、脱退手当金は受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和38年4月26日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす25人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16人に支給記録が確認でき、12人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月17日から36年3月1日まで

日本年金機構から届いた「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきによると、私がA社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録は、脱退手当金が支給されたこととなっている。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後3ページに記載されている女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年3月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する者42人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、26人に支給記録があり、うち22人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和36年6月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6431

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月5日から31年12月30日まで

私は、昭和63年頃年金をもらえるようになったとき、脱退手当金をもらっている記録となっていることを知った。今回、日本年金機構からの「脱退手当金を受け取られたどうか」の確認はがきを受け取ったが、脱退手当金は受け取った記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年1月31日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6432

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から47年9月1日まで

私は、60歳になり、年金記録の確認をしたところ、脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和47年11月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6433

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月18日から43年3月29日まで

私は、父が亡くなった昭和45年頃、遺品の整理をしているときに、「脱退手当金を支給します。」と記載された用紙を見た。しかし、私が受け取った記憶も、父から脱退手当金を受け取ったと聞いた記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から12日後の昭和43年4月10日に当該裁定請求書を受領し、同年4月24日に支給決定、同年5月6日に支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月3日から40年3月26日まで

私は、日本年金機構からのはがきで、脱退手当金を受け取っていることとなっているが、請求の процедуруした記憶も無く、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえ、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

愛知厚生年金 事案6435

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から42年11月21日まで

私は、年金記録について確認したところ、A社B支店については、脱退により記録が削除されているとの回答をもらった。

しかし、私は、A社B支店を退職する際に、同社から脱退手当金についての説明を受けておらず、父親からは「脱退手当金は受領しない方が良い。」と言われていたため、受領の手続は何も行っていないので、調査の上、被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されていることが確認できる。

また、申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間の脱退手当金に係る支給対象期間、支給額及び支給年月日が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。